

近世丹後沖の海難事故と地域社会

稲穂 将士

はじめに

近世日本は水陸共に交通網が発達した時代であると一般的に言われている。中でも水上交通は、農業生産力の向上などにより商品経済が発達し、大量の物資を安価に輸送する必要性が生まれてくるなかで整備が進められていった。特に、一七世紀後半に河村瑞賢によって、いわゆる東廻り海運・西廻り海運が整備されていくと、急速に全国規模の市場が形成されていく。このように経済的發展を支えた海運であったが、前近代においては航海技術が未発達であった。航海は不安定なもので、天候によりその命運が大きく左右され、海難事故がしばしば発生していたようだ。

本稿で取り扱う丹後地域は複雑な海流が流れており、「浦西」とよばれる独特の北西風などが吹くなど、天候が変わりやすくなっている。そのため「弁当忘れても傘あ忘れるな」や「一日日和は三日せん（一日の日に天気がよくても三日と続かない）」といったようなことわざが言い伝えられている^①。このように天候が変わりやすいことは、天候の変化の影響を大いに受けていた前近代の航海にとって危険なこと

であったろう。以上の理由から当地域は海難事故が多発する地域であり、経ヶ岬周辺は複雑な海流と気候の変化により特に危険な海域であった。

近世においては、海上を通行する船が難船・破船などの海難事故に遭うと沿岸の村々などによって救助されていた。これは東廻り海運・西廻り海運の整備とあわせて、寛文七（一六六七）年に幕府より全国の浦々に向けて出された浦高札^②によってのものである。この浦高札とは別に出された浦高札に「御状米船近年破船多候^③」とあるように、丹後沖のみならず、海難事故は全国的にみて一定数発生していたようだ。以上の状況をふまえると、寛文七年の浦高札にみえる浦方の海難救助規定があつたために、安全に航海ができ、さらに万が一の事態が発生しても救済できる措置があつたからこそ、近世海運はここまで発展することができたのであろう。本稿ではまず、宮津湊へ入津してきた摂州神戸浦柴屋源助船などの事例を検討し、丹後沖における海難事故がどのように発生し、どのように処理がおこなわれていたのかを概観する。

一 宮津湊へ入津の事例

はじめに、宮津の町方の事例、天保十四（一八四三）年に津輕藩大坂廻米船が難船し、宮津湊へ入津した事例についてみていきたい（「津輕様大坂御廻米積船難船一件書」）。難船までの詳しい経緯はわからないが、この船は津輕国鰺ヶ沢（現青森県西津輕郡鰺ヶ沢町）を出船した後難船し、宮津湊へと入船している。入船した後は「河原町由良屋 半左衛門」と「同町組頭 勘三郎」より「名主 三上金兵衛」へと届出がなされている。半左衛門は史料中に、「船宿由良屋半左衛門」とあるため船宿である。

宮津入津後に水主喜助と、町方より「清野屋伊八」という者を雇い、「大坂表津輕様御屋敷」まで飛脚を送った後、津輕藩大坂屋敷より萩原健蔵以下四名が宮津に来ている。大坂蔵屋敷への飛脚を船の乗組員の中から一名、受け入れ側からも一名雇って送るといふ流れは、伊根浦へ入津してきた難船の事例でも確認出来ている。幕府法の中では、ここまでの細かい指示は成されていなかったものの、近世の浦方、少なくとも丹後国の浦方ではこのように対処することが一般的であったと考えられる。また、受け入れ側浦方の船宿らより、浦方の地方役人（ここでは町役人である名主）に届け出ているということも、伊根浦その他の事例と共通しており、船宿が初動の対応をおこなうということは一般的であったのだろう。

次に、この事例においては濡米の入札が行われている。積み荷の米が海難などの理由により濡れてしまうことがあるのだが、その米を濡

米や沢手米と呼ぶ。海水に濡れた米は腐りやすいために、米の濡れ加減によって小沢手米・中沢手米・大沢手米などに分類され、濡れ加減が小さい物の方が高値で取引される。この事例の場合、「大濡米」が二九〇俵となっているが、これに関して「御出張御役人中」より、船宿の由良屋半左衛門の蔵へ船揚し、入札の上売り払いたいと届け出ている。「御出張役人中」とは、船の改めにやって来た津輕藩の大坂蔵屋敷のことをさす。これを受け入札がとりおこなわれ、一俵につき七匁四分五厘の価格で、「河原町松屋佐兵衛」によって落札されている。この入札に関しては船宿が荷揚げなどの業務をおこなない、荷主側の役人と浦方の役人立ち会いの下で入札がおこなわれているなど、船宿が海難事故処理の中心を担っている。

次に天保九（一八三八）年四月に宮津湊に入津した、摂津国神戸浦の柴屋源助船についてみていきたい（「加州様御廻米積船・難船一件覚」）。この事例は難船に至るまでの経緯が史料からわかるので詳しく見ていきたい。

源助船は同年の四月一日に摂州神戸浦を出船する。そして同二八日に加賀国本吉浦（現石川県白山市湊町）に到着する。そこで「加賀守様大坂御廻米千石外運賃米百四拾石」を積受け、そこで七日まで滞在する。七日の午刻に同所を出帆し、翌八日に安宅浦（現石川県小松市安宅町）の沖合に停泊する。ここまでは順調な航海を続けていたが、ここから天候が急変していく。安宅浦沖にて「北風強雨成候二付」、碇二つを投入する。これは船がこれ以上流されないようにするための海難回避行動である。しかし「風次第二烈敷罷成」だったので碇をさらに一つ追加するも、碇綱が一本切れてしまったため、さらに碇を投入

することとなった。この後敦賀沖まで流されるも、十日になると風が弱まり、翌十一日には安宅浦沖まで戻ることができた。そして十二日午刻によく安宅浦に入津し、「御米壹百五拾石外二運賃米貳拾壹石」を「御送状之通」積受ける。その後、入津前に「差入候碇取揚候」に時間がかかり、十四日まで安宅浦に滞船することになった。十五日の夜明け頃に北風となり安宅浦を出帆する。

そのままこの風に乗り、十六日には但馬沖まで順調に航海を続けるが、翌十七日また天候が悪化する。十七日卯ノ刻頃に辰巳風（南東風）になり、「風雨烈敷吹募」だったので、帆をたたみ、同日酉の刻に隱岐国沖まで航海を進めた。しかし隱岐国沖で西風にかわり、しかも風が激しく吹いたため帆を吹き破られてしまう。風が強い状況で帆を吹き破られてしまうと、近世の帆船ではどうすることもできなかったであろう。ここでも碇を投入し漂流しないようにした。しかし、同日の夜八つ時頃になると、また風が強くなり、「碇二而掛留」まることができなくなった。そのため碇を切り捨て、「乗組一同凌方相働」くが、高波が船の櫓を「打越」し、さらに船尾が「打崩」れてしまう。「乗組一同精魂限」り働くが、浸水が防げないので、「船中手道具浪米手二とり次第別捨」た。このような積み荷を捨てる行動を「刎荷」という。「刎荷」とは船が難船・破船の危機に瀕した場合、その危機を回避するために積み荷を海中に捨てる行動のことである。このように海難回避行動をおこない、さらに「乗組一同髪切捨神佛江祈願」をおこなう。しかし、この祈願もむなしく、翌十八日の卯の刻頃になると浸水が激しくなり船が沈みそうになってしまう。そこで、本吉浦および安宅浦で積受けた「御大切之御米次第二別捨」てた。「凡六百俵余も

打捨」ると、持ち直すことができたようで、翌十九日には風も和らいで、何とか沈船の危機は免れることができた。その後沖合を漂っていると、二十日の八つ時頃に、「経ヶ崎ヲ見受」た。しかし、「西風吹荒シ」たため、なかなか陸地に近づくことができなかつた。そして、二十二日になってようやく陸地に近づくことができ、そこで小船が一艘近寄ってきた。この小船に「難船之趣」を伝え、さらに「此之御役場江御注進可被下旨相頼」み、同日申刻には宮津湊へ入津することとなった。

以上見てきたように、近世における海上交通は天候、特に風の強さ・向きによって大きく影響をうけていた。風向き次第では思うように寄港もできず、刎荷などの回避行動をおこないながら、自然に身を任せのみであった。以上のような流れで宮津湊へ入津し、その後、宮津の名主である三上金兵衛に以下の届けが出された。

【史料一】

入船

一 摂州神戸浦柴屋源助船壹艘沖船頭源十郎水主共十四人乗加賀宰

相様大坂御廻米積高千三

百拾壹石

内

千石 本吉積

百四拾石 運賃米

百五拾石 安宅積

貳拾壹石 運賃米

右之船加州本吉浦・安宅浦於兩浦二御米積入艫登候処、於沖合打

米仕当浦江入津仕候二付乍恐御届奉申上候、以上、

戊閏四月廿二日

河原町由良屋

同町組頭 佐太郎

同町組頭

與太郎

名主

三上金兵衛殿

「河原町由良屋 佐太郎」は船宿であるが、船宿と河原町組頭與太郎が連名で届出を出している。船宿が海難事故処理の際に、届出をおこなうことは一般的であり、船宿が海難事故処理で重要な役割を担っていたと考えられる。

また、この航海の最中に水主の七蔵という者が病気にかかり、入津直後に宮津町方より岡薫順・家田重郎という二名の医者の治療を受けることになる。治療もむなしく二十二日の申下刻に七蔵は病死してしまふ。七蔵の死後の様子は以下の史料でよくわかるので引用したい。

【史料一】

一札之事

一 摂州神戸浦柴屋源助船沖船頭源十郎乗組十四人加州様大坂御廻米積請、於沖合遭難風御当地江入津仕候、然ル所乗組之内水主七蔵と申者、昨廿二日申下刻病死仕候并二早速御役所様江御届申上、葬之義御願申上候処、御俵使御役人様御出張御改相濟之上、仮埋仕候様二被奉候、尤此者宗門浄土真宗同国

神戸浦善福寺旦那二御座候二付、貴寺様江仮埋二被下候様御願申度とも候ハ、右七蔵義二付、此度無頼之義出来仕候共、貴寺様へ少しも御難義掛ケ間敷候、為後日依而如件

天保九戌年

播州神戸浦沖船頭

閏四月廿三日

源十郎

河原町由良屋

佐太郎

右船頭源十郎船宿佐太郎申上候事相違無御座候、依之奥書作印形候、以上

同町組頭

與太郎

名主

三上金兵衛

小川町

真照寺様

これによると七蔵の死後、「御俵使御役人」により改めが行われ、仮埋めするように申し付けられた。七蔵は「宗門浄土真宗同国神戸浦善福寺旦那」であったため、同じ浄土真宗の寺院である小川町の真照寺に、仮埋めしたいと申し入れた。この届けは、船宿である由良屋佐太郎と沖船頭源十郎によって出され、組頭與太郎と名主三上金兵衛が奥書をしている。ここでも船宿が登場しており、海難事故処理における船宿の重要性が窺い知れる。

また、この摂津国神戸浦柴屋の船は他の時にも丹後沖で難船してい

る。

【史料三】⁹⁾

享保四入船御注進書上扣¹⁰⁾

入船御注進之事

一 摂州神戸浦柴屋源太郎船老艘船頭水主長拾四人乗り

右之船当浦江入津仕候、摂州尼ヶ崎松平遠江守様御領分、神

戸浦庄屋源兵衛往来証文船改吟味仕、船頭水主共二慥成者二

而御座候二付船宿仕候

(中略)

明廿一日之七ツ過二当浦江入津仕、船頭源太郎御願申上候者、

打捨残御米乍恐御改被為下候ハ、難有可奉存候旨奉願候間、

御披露申上候、以上

亥五月廿二日

摂州神戸浦船頭 源太郎

舟宿日置浜村年寄 久四郎

日置浜村庄屋 忠右衛門殿

右之通加州方御届米之由、難風二逢当村江入津仕候、船中書

物相改相違無御座候、船具等損シ打米仕候由、残米御改之儀

船頭奉願候間、御注進申上候、以上

享保四年亥五月廿二日

年寄舟頭宿 久四郎

同 久左衛門

同 与三左衛門

庄屋 忠右衛門

波美御役所

先ほどの事例からは少し遡るが、享保四（一七一九）年に、丹後

国日置浜村（現宮津市日置）の沖にて柴屋源太郎船は難船している。

四月十六日に加賀藩の米を積請けて江戸に廻送する予定であったが、

十八日の夕方頃に、経ヶ岬沖にて「大出シ風」となり難船した。間人

から経ヶ岬付近を漂流した後、日置浜村に入津したようだ。この事

例においても、船頭とともに船宿と庄屋が連名で「波美御役所」に届

け出ている。「波美御役所」とは丹後国の天領支配のために享保二年

から享保四年の間だけ、現在の福知山市大江町に設置された代官所で

ある¹⁰⁾。また届出の他に、船の吟味が行われている。これも庄屋と年寄

中によっておこなわれているが、その年寄りの中に「舟頭宿」の久四

郎が名を連ねている。このように船宿は海難事故処理において行政的

な機能の一端を担っていたのである。

二 地域社会の対応規定

第一章では丹後沖における海難事故の事例をあげ、対応の様子を概観してきた。本章では、これらの対応がどのような規定（法令）をもつておこなわれ、さらにどのような問題がそれに付随して発生していたのかを、村方の動向に着目して見ていきたい。

浦高札とよばれる幕府法が存在していたが、幕府法は大まかなものであり、細かい規定は藩法で定められていたという指摘がある¹¹⁾。宮津藩領の伊根浦においては、どのような船であっても、異変があれば伊根浦船番所に届け出て、役人の差図を請けることや、破損船や荷打船があった場合は船頭口上書と注進状を船番所へ提出し船奉行へも注進

すること、該当船に付き添わせる船があれば船番所前へ繋ぎ置き、船奉行へ伝えることなどが規定されていた。^②

このような藩法に加え、さらに海難救助を徹底するために「村法」が存在していたようだ。次に引用する史料は『久美浜町史 資料編』所収の丹後国熊野郡葛野村における、難破船や寄物に関する取り決めの議定書である。熊野郡葛野村は文政四（一八二二）年段階では但馬出石藩領で、それ以前は宮津藩領、後に幕府領となる村で、現在の京丹後市久美浜町字葛野にあたる。^③

【史料四】

〔葛野村議定書写〕^④

難破船且寄物等之義二付、当村不埒之趣、五ヶ浦方へ及御聞之由預御察答段々御詫申、此度ハ預御勘弁事済候得共、以来浦手働方村中議定之事

一難破船之場所江女者不及申、其外村役人ハ差図無之者耆人も出申間敷候、尤最寄之浜ニ而難破船仕村中も人足ニ出候節ハ村役人者勿論立会、八人之者ハ目付役として第一可相勤候、五人組頭之分ハ下目付并二人足等専ラ相夫可申候、小人足出候節八十人ニ五人組頭耆人差添差出可申候、帰村之節八十人足耆人別身之廻り得斗相改帰宅可奉候事

附り、右場所へ役人ハ指図無之手道具・刃物等持参皆無用之事

一平日何ニ不依、少シ之板切たり共拾取候ハ、村役人江相届ケ、村役人之差図ヲ可請事

附り、耆人力ニ而難拾場寄物ハ近所二人有之候ハ、其場ニ耆人番二付置、早速村役人江相達可申候、猥ニ手道具ヲ以切こなし杯いたし候義皆致間敷候事

右之通村中常々急度相慎可申候、若耆人ニ而も相背くもの有之、浦方之妨ニ相成候而、何方江罷出候義出来候ハ、其人ノ五人組頭相添差出可申候、尤諸人用ハ勿論、其上其時之罪軽重ニ随ひ過料村役人ハ急度可被申付候事

尤過料儀五ヶ浦方へ被差出候事

右ヶ条之趣、此度村中、心躰相改相守可申候、依之村中小前為惣代五人組頭連印仕、急度相守可申候、以上

文政四年巳年九月 葛野村五人組頭 善吉

（以下七名省略）

（後略）

この史料は「難破船且寄物等之義」において、「当村不埒之趣」が「五ヶ浦方へ及御聞之由」であったので、お詫びの上、取り決めを決めるという内容のものである。ここでの「五ヶ浦方」とは、熊野郡湊宮村・大向村・葛野村・蒲井村・「蒲井村之内旭浦」の計五ヶ村のことをさす。^⑤

内容の一点目として、難破船漂着場所への立ち入りについて示されている。漂着場所へは女性など、村役人の差図がない者の立ち入りを禁止している。もつとも、最寄りの浜で漂着した際に人足を出す場合は、村役人が立ち会うのは勿論のこと、「八人之者」は目付役として働くとのことであった。「八人之者」とは、この文書の差出である「葛

野村五人組頭」のことであろう。次に「小人足」を出す際、すなわち近隣の場合で漂着があつた場合は、十人につき五人組頭を一人派遣することも取り決められている。また、漂着場所へ人足を派遣し、その派遣された人々が帰村する際には一人ずつ「身の廻り」を改めるとしている。この改めは、漂着現場からの略奪行為を防ぐためであると考えられる。そして「附り、右場所へ役人指図無之手道具・刃物等持参皆無用之事」とあるが、これも略奪行為の防止策であろう。

遠州御前崎沖における海難事故やその対処について研究している川崎文昭が、漂着場所の人々が漂着船を破壊し、櫓(帆柱)や船板などの奪取の事例を明らかにしている。^⑩このように漂着船からの略奪行為の事例は全国的にも確認されるため、近世で広くみられた問題であると考えられる。

次に史料の内容の二点目として、平時の漂着物への対応について示されている。普段「少シ之板切」のようになちよつとした物でも漂着物を拾つた場合は、村役人に届け出て差図をうけるように取り決められている。また、もしその漂着物が一人の力で拾えない物で、近くに人がいればその場に番人として一人配置し、村役人に届け出ること。そしてみだりに「手道具」でもって切ることのないようにも取り決められている。この大きく二点の取り決めを破ればその罪の重さによって過料が課され、過料は「五ヶ浦方」へ差出されるとのことであつた。

以上のように、幕府法や藩法の他に、村独自の取り決めが丹後地域においても存在していたことが確認された。この取り決めは全国的に類似した取り決めが見られることから、近世日本の浦方においてある程度一定の慣習が前代よりあつたのであろう。

日本中世の海難について検討した新城常三は、中世の海難事故処理について、「中世法の濫立の中で、実際の解決法は多様であり、又一般的常識とは別個に、法の弱くかつ論理の規制力の弱い中世では、関係者の力関係による解決も少なくなかつたものと思われる」と指摘している。^⑪中世段階の地域それぞれの慣習・規定は、新城が指摘しているような問題点を抱えていた。海運網が全国規模に拡大した近世段階においてそのような状態であれば、当然様々な問題が発生してくる。そのような状況を解決すべく登場してきたものが、寛文七年の浦高札などの幕府法であるのだろう。このように法が重層的に存在していることが近世社会の特徴であると言えよう。

では、実際に漂流物の対応がおこなわれていたのかを伊根浦の亀島村の事例(「乍恐御届奉申上口上覚(沖漁の節の拾物の書上)」)を取り上げてみていきたい。これは亀島村の漁師達が沖へ漁に出た際に漂着物を発見し、それを拾い上げ取得した際の事例である。拾得物は「柱」や「船板」、「丸田」、「松板」、「戸」など船具の一部と思われるものが主であるため、難船した船が破損したものが漂着したのであろう。拾得物は合計五十九品で、七兵衛をはじめ二十七人の漁師達が、「先月晦日」から「当月朔日」の二日間にこれを拾いあげている。

寛文七年の浦高札の「船破損之時は、近き浦之もの入精荷物船具等取揚へし」という条文のもとに行動し、漂着物を拾い上げていたと考えられる。葛野村の議定書の「平日何二不依、少シ之板切たり共拾取候ハ、村役人江相届ケ、村役人之差図ヲ可請事」といったような規定が、伊根浦に存在したのかは史料の制約上明らかにすることはできないため、漂着物の発見・拾得後の対応について明らかにすることが

できない。しかし、亀島村庄屋から宮津藩側に報告がなされていることから、何らかの対応規定の存在があったのであろう。

このように漂流物を拾得したあとは、幕府法の「自然寄船并於荷物流来は、可揚置之、半年過まで荷主於無之ハ、揚置之輩可取之、若右之日數過、荷主雖為出来、不可返之、雖然其所之地頭、代官差図を受へき事」という指示のもとに、保管がおこなわれている。丹後国竹野郡中濱村（現京丹後市丹後町中浜）の『永雄家文書』に漂流物の取扱いに關する史料が残されている（「乍恐以書附御届奉申上候」）。

「樽」や「掛硯」、「鍵」を前年の七月に沖で拾得した後、村役人らが久美浜代官所へ届け出たところ「六ヶ月之間建札」を仰せつけられた。それをうけて建札をたてていたが、どこからも荷物について尋ねに来ず、昨年十二月をもって六ヶ月が経過をしたので再び久美浜代官所へ届け出ている。

荷物の拾得後六ヶ月保管しておくことは、幕府の浦高札が定めるところであるが、「建札」は代官所の指示である。このように、幕府法の定めの中で、その土地を支配している代官や藩などが独自の動きをみせているところにも、近世における海難事故処理の特徴があるのではないだろうか。この後、この漂流物がどうなったかは定かではないが、幕府法は「半年過まで荷主於無之ハ、揚置之輩可取之、若右之日數過、荷主雖為出来、不可返之、雖然其所之地頭、代官差図を受へき事」とあり、一度右の史料のように代官所へ届け出て、その回答をもって拾得者の手にわたっていたものであると考えられる。

三 境界相論と海難事故

これまで、幕府の浦高札や、藩や代官所独自の指示や法令、そして村方における取り決めなどを概観してきた。前節で検討した村方独自の規定は「難破船且寄物等之義二付、当村不埒之趣、五ヶ浦方へ及御聞之由預御察答段々御託申」ことがあったため定められたように、海難処理においては度々受け入れ側で問題が発生していたようだ。次にみる史料でも、破船や寄物の対処をめぐって相論がおこなわれている様子がわかる。

【史料五】

差上申一札之事

一 熊野郡湊宮村・大向村・蒲井村・葛野村申上候者、加州本吉勘兵衛船、沖船頭惣兵衛四人乗、繰綿荷物積、当月九日夜九ツ時難風二逢、箱石と申所二而破船仕、翌十日九ツ時葛野村庄屋方江船頭告来候所、右四ヶ村入会魚獵場二付早速人足差出沈荷物・船かす共二取上申候処、竹野郡浜詰村・木津村之内浜村も人足差出荷物取上候、字清水と申所古来右郡境二候処、境を打越竹野郡両村地内之由申懸及論、迷惑之旨申上候

一 竹野郡浜詰村・木津村之内浜村申立候者、勘兵衛船破船之場所者字たゝみ岩と申浜詰村魚獵場二無紛候二付、人足差出荷物船かす取上候所、熊野郡葛野村・湊宮村・大向村・蒲井村右差綺迷惑之段申立之候

右場所双方及論地所、御吟味相濟候迄破船取上荷物其俣差置候而ハ船頭難儀仕候二付、先破船一件之儀者六ヶ村立会片付可申旨被

仰渡、先達而双方御請証文差上申候、此度右地所立会絵図被

仰付御吟味之所、熊野郡四ヶ村申上候ハ字清水と申流水南之方ハかつさ山谷筋二同郡鹿野村有之、又者清水と論所箱石と之間之山二鹿野村見取場も有之、古来清水郡境二無紛段申上候所、竹野郡両村ハ八十一年以前但州津居山獵船獵師相果箱石江流寄候所、浜詰村・浜村ハ人足差出取仕舞直二其所二葬候節、右両村ハ断も不致由候得共、其俣二打捨置、今更清水ヲ境二申立、四ヶ村入会地内と申儀不分明二候、又浜詰村・浜村ハ八十一年以前津居山村破船之溺死人箱石浜二葬候儀証抛二申上候得共、熊野郡四ヶ村ハ破船之儀者船かす等多流寄候方二而致世話来、其節ハ浜村・浜詰村之方江船板第一二流付候二付、両村ハ世話致候、既二七年前高砂船葛野浜二而破船之節、水主老人死骸木津浜村枝郷塩江江流付候得共、葛野村ハ人足遣し、直二塩江村二葬候旨申上候得共、是又儘成証抛ハ難相立候、依之今般被 仰渡候者、竹野郡式ヶ村ハ八十一年以前獵師死骸葬候与申迄之儀二而、外二証抛無之、熊野郡四ヶ村ハ境二申立所之清水証抛ハ雖無之、清水南之方かつ田山谷筋二熊野郡之田畑有之上ハ曆然二候条、自今清水を限郡境二可相守、併十一年以前獵師死骸箱石二葬候節熊野郡四ヶ村より其俣二捨置候儀、不念二候間、此以後共箱石ハ清水迄之間ハ浜詰村・浜村・湊宮村・大向村・蒲井村・葛野双方六ヶ村入会魚獵等可致、尤破船寄物等有之節も六ヶ村立会取捌可仕旨被 仰渡、双方奉畏候、為後証連判仕、一札差上申所、仍而如件

寛保二年

戊十月

(後略)

寛保二(一七四二)年十月に箱石にて破船した、加賀国の繰綿荷物船(以下勘兵衛船)の対応にあたり熊野郡湊宮村・大向村・蒲井村・葛野村と竹野郡浜詰村・浜村の間で相論がおこなわれている。十月九日に難風にあい、箱石で破船した勘兵衛船の沖船頭惣兵衛は葛野村の庄屋方へ、破船した旨を伝えにいった。流れついた場所が「入会魚獵場」であるため、熊野郡四ヶ村より人足を差出し「沈荷物・船かす」などを取り上げていたところ、竹野郡の二ヶ村よりも人足が差出され、荷物を取り上げた。しかし「字清水」という場所が古来より郡境であり、それを越えて来るのは迷惑であると、熊野郡四ヶ村は申し出た。

それに対しての竹野郡二ヶ村の主張は、勘兵衛船が破船した場所は「字たゝみ岩」という所で、ここは浜詰村の「魚獵場」に紛れないため人足を差出した。なので、熊野郡四ヶ村が干渉してくるのは迷惑であると述べた。以上のような状況をうけ、吟味が終わるまで「破船取上荷物」をそのままにしておく船頭に迷惑がかかるので、今回は六ヶ村が立ち会って片付けをするように久美浜代官所が命じたようだ。この後、相論がとりおこなわれ、熊野郡四ヶ村は「字清水と申流水南之方ハかつさ山谷筋」に熊野郡鹿野村の田畑があり、また清水と箱石の間に鹿野村の新田があるため、古来より清水が郡境に間違いのないことであつた。それに対しての竹野郡二ヶ村の主張が非常に興味深い。竹野郡二ヶ村は十一年前に但馬国津居山の漁師が死亡し、箱石に漂着したときに、竹野郡二ヶ村から人足を差出し、破船荷物を片付けて

漁師を葬った。竹野郡二ヶ村より熊野郡の村々へ報告をしたものの、そのまま放置していたにもかかわらず、清水を郡境として、箱石を四ヶ村入会地と主張するのはおかしいとのことであった。これに対して熊野郡四ヶ村は以下のように主張している。破船の対応は、「船かす等多流寄候方二而致世話来」という認識であり、津居山漁師船の一件の時は、竹野郡二ヶ村の方に船板が最初に流れついたために、そちらが対応したのだろうとしている。さらに、七年前に高砂船が葛野浜にて破船したときは、水主一人の亡骸が木津浜村枝郷塩江（現京丹後市網野町塩江）に漂着したが、葛野村より人足を遣わして、塩江村にて葬ったとのことであった。

ここで相論の論点となっているのは、「お互いが「魚獵場」であるために、破船荷物の取上および片付けをおこなったと認識している点である。ここから海難事故の処理は、そこを「魚獵場」としている村がおこなうということが、少なくとも近世の丹後地域の人々の認識であったことが考えられる。また竹野郡二ヶ村は溺死人が漂着した場所が海難処理をおこなうのだと主張しているのに対し、熊野郡四ヶ村は、「船かす」が多く漂着した場所が対応するのだとしている。このように、海難事故処理について、隣り合った郡でも溺死人漂着場所が対応するという認識と、「船かす」の漂着量の多い少ないで対応するという、異なった認識があるのは非常に興味深い。

竹野郡二ヶ村の主張である津居山漁師の一件の他に証拠がなく、熊野郡四ヶ村が、清水が郡境であると主張しているのも証拠がないが、清水南側の谷川筋に熊野郡鹿野村の田畑があるのは間違いない。よって代官所は、清水をもって郡境とすべしという結論をくだしたようだ。

しかし、十一年前の津居山漁師を箱石に葬った際に、熊野郡四ヶ村がそのままにしておいたのは過失があったとしている。そして、これ以降箱石と清水までの間の地は、熊野郡四ヶ村と竹野郡二ヶ村の計六ヶ村の「入会魚獵」の場所とし、「破船寄物」などがあれば、六ヶ村立ち会いの下対応するようにと命じて決着している。この久美浜代官所の判断からみても、漁業権をもつ領域においては破船寄物などの処理をおこなうということがわかり、漁業権と海難事故処理が密接に関わっていることがわかる。

この相論の約八十年後の文政四年に第二章で検討した、葛野村の議定書が出される。これに関しても、この相論のように問題があったため、議定書が出されるに至ったのであろう。すなわち、葛野村が「当村不埒之趣」としたことは、漁業権はある入会の場所で難破船や寄物があったにも関わらず、人足を差出さなかったことであるのではないだろうか。

本章では海難救助処理をめぐる境界相論の事例を検討してきた。この事例からは、大きく三点のことを明らかにすることができた。まず一点目は近世段階においてもなお、地域独自の慣習・論理が存在しており、海難事故処理にあたり異なる認識が表出している点である。近世以前の海運は地域ごとで活動していたため、地域独自の慣習・論理で解決することができたのかもしれない。しかし、全国規模の海運が整備され、遠隔地間での取引が盛んとなった十八世紀段階において、地域独自の慣習・論理では解決できない問題が表出してきた。その一例がこの相論であり、幕府法で全国の慣習・論理に共通性をもたせようとしながらも、久美浜代官所のような地方の行政機構が個別で処理

をおこなう必要が出てくるのが、近世の海難処理制度の限界であるといえよう。

二点目は漁業権と海難救助処理が密接に関係している点である。新城は中世段階において「寄船・寄物は海業得分の一つで、一種の海産物」であるとし、漁業権と海難事故処理の関係性を示している⁽²⁾。近世においてもこのように認識されていたことが、この相論からわかった。

三点目は海難事故処理に関して、浦方の人々が積極的に関与した結果このような相論が発生しているという点である。近世の海難救助制度について研究した金指正三は、幕府権力が浦方の人々に「海難救助義務を負わせた」と指摘している⁽³⁾。しかしながら、今回の事例では浦方は積極的に海難事故処理に関与しており、義務を負っていたとするのは適当ではない。やはりこの点に関しても新城の指摘する「寄船・寄物は海業得分の一つで、一種の海産物」という中世以来の論理から考える必要がある。

中世のように寄船や寄物の全てが拾得者側のものになったわけではないが、近世においても「浮荷物ハ貳拾分一、沈荷物ハ拾分一、川船は浮荷物三拾分一、沈荷物ハ貳拾分一取揚者に可遣之事⁽⁴⁾」と幕府法で定めてあるように、ある程度浦方ものとなっている。特に漁業を中心に生活を成り立たせているような漁村などにおいては貴重な収入源であったのではないだろうか。

おわりに

本稿では近世に丹後国沿岸地域における海難事故処理についてみて

きた。第一章では宮津湊へ入津してくる船を事例について検討し、海難事故処理においては、船宿を中心に、町や村の役人たちが対応している様子が明らかとなった。

また第二章、第三章では地域独自の海難事故処理の動きについて検討した。寛文七年の浦高札などの幕府の法令がありながら、各地域の代官所や藩役人による個別の判断がされていたことである。幕府法に明記されていないことを、久美浜代官所が判断している様子が見受けられるなど、海難事故処理においてはそれぞれの地域を支配する機関の裁量が大きかったのではないだろうか。海難事故に関する問題が広域化しており、中世以来の地域独自の慣習・規定が未だ残る近世段階においてこのような手順をふむことは、更なる問題を回避するために必要なことであつたと考えられる。地域独自の慣習・規定に共通性をもたせた幕府法が存在し、それを藩や代官所の裁量で問題を解決できたことが近世段階での幕府による海の支配の到達点でもある。しかしその一方、かなりの割合で地域社会に依存する形で、幕府による海の支配や海運が成り立っていたという点が、丹後における海難事故処理の事例から窺い知ることができた。このような点において、近世社会および幕府の支配の限界があるといえるのではないだろうか。

【註】

(1) 立石憲利編、『京都府伊根町の民話―泉とく子・藤原国蔵の語り―』（伊根町、二〇一三）。

(2) 『御触書寛保集成』第二卷三二。寛文七年の浦高札は以下の通りである。

一公儀之船は不申及、諸廻船共に、遭難風時は助船を出し、船不破損様に成程可入精事、

一 船破損之時は、近き浦之もの入精荷物船具等取揚へし、其取揚所之荷物之内、浮荷物ハ式拾分一、沈荷物ハ拾分一、川船は浮荷物三拾分一、沈荷物ハ式拾分一取揚者に可遣之事、

一 沖にて荷物はぬる時ハ、着船の湊におゐて、其所之代官下代、庄屋出合、遂穿鑿、船二相残荷物船具等之分可出證文事、

附り、船頭浦之物申合荷物盗取、はねたるよし偽申におゐてハ、後日に聞といふとも、

船頭ハ勿論、申合輩悉ク可被行死罪事、

(中略)

一 自然寄船并於荷物流来は、可揚置之、半年過まで荷主於無之ハ、揚置之輩可取之、若右之日數過、荷主雖為出来、不可返之、雖然其所之地頭、代官差函を受へき事、

(後略)

(3) 「伊祢御番所浦高札写」(『亀島区有文書』(以下『亀島』) A五—一〇(京都府立丹後郷土資料館蔵))

(4) 「津輕様大坂御廻米積船難船一件書」(『元結屋三上家古文書』九—A IV—四(京都府立丹後郷土資料館所蔵))。内容は以下の通りである。

(前略)

浦状之事

津輕大隅守様大坂御廻米積受候摂州大坂新大黒町新保屋與之助船沖船頭重蔵乗、水主共拾壹人上乘者人下乗者人都合拾三人乗組、於沖合遭難風、六月五日午ノ刻過宮津城下江入津さし改受申上度旨、船宿由良屋半左衛門を以申出候二付、早速地頭役所江致注進候上難船始末相尋候処、左之通申出候、

(中略)

一大濡米式百九拾俵 由良屋半左衛門蔵へ船揚いたし入札売払度段、御出張御役人中より届、右御出張御役人中・当役人中立会開札二相成候処左之通

一大濡米式百九拾俵

河原町松屋

札数九枚之内高直段壹俵二付 落札人 佐兵衛

七匁四分五厘

(後略)

(5) 拙稿「近世丹後沖における海難事故処理」(藤本仁文編『宮津市北前船関連資料調査研究報告書』(京都府立大学文学部歴史学科日本近世史研究室、二〇一六))。

(6) 「加州様御廻米積船・難船一件覚」(『元結屋三上家古文書』九—A IV—一(京都府立丹後郷土資料館所蔵))。

(7) 新城常三「海難とその処理」同「寄船・寄物考」(同『中世水運史の研究』(塙書房、一九九四))。

(8) 拙稿「近世丹後沖における海難事故処理」。

(9) 「撰津国神戸浦船入津一件書」(『宮津市史料編 第三卷近世三』一〇六)。

(10) 『日本歴史地名大系二六卷 京都府の地名(オンデマンド版)』(平凡社、二〇〇二)。

(11) 金指正三「近世海難救助制度の研究」(吉川弘文館、一九六八)。

(12) 拙稿「近世丹後沖における海難事故処理」。

(13) 前掲『日本歴史地名大系二六卷 京都府の地名(オンデマンド版)』。

(14) 「葛野村浦働方議定書写」(『久美浜町史 資料編』近世四五)。

(15) 「五ヶ浦定書写」(『久美浜町史 資料編』近世七七)。

(16) 川崎文昭「海難と漁船の「略奪」をめぐる訴訟」(『常葉学園大学研究紀要外国語学部』二二、二〇〇六)。同「海難と「略奪」の材木の隠匿事件—嘉永三年の掛塚湊長三郎船の海難を主に—」(『常葉学園大学研究紀要教育学部』二六、二〇〇六)。

(17) 前掲新城『中世水運史の研究』。

(18) 「乍恐御届奉申上口上覚(沖漁の節の拾物の書上)」(『亀島』A四—二七)。内容は以下の通りである。

乍恐御届奉申上口上覚

一箱壺ッ 但壺尺三寸四方

箱之内二有之候

一鍋壺ッ 鉄二御座候

右同断

一燭台片シ

(以下五項目略)

×八品七兵衛と申者拾と歸り申候

(中略)

右者当村漁師共沖漁二罷出候所、先月晦日当月朔日兩日二前書之通古道具拾と歸申上候二付、乍恐右之段御届奉申上候、以上、

龜嶋村庄屋

新助(印)

辰六月

梶川作左衛門様

(19) 『御触書寛保集成』第二卷三三。他に「伊祢御番所浦高札写」(『龜嶋』A五

一一〇)にも同様の条文あり。

(20) 前掲「葛野村浦働方議定書写」。

(21) 『御触書寛保集成』第二卷三三。他に「伊祢御番所浦高札写」(『龜嶋』A五

一一〇)にも同様の条文あり。

(22) 「乍恐以書附御届奉申上候」(『永雄家文書』A五―五(京都府立丹後郷土資

料館蔵)。内容は以下の通りである。

乍恐以書附御届奉申上候

一樽 四ッ 但魚油様之もの入

一掛硯 壺ッ

此内二花紙入壺ッ内二朱金三ッ有之

手鍵 壺ッ

万力 壺ッ

鍵 七ッ

男帯 壺筋但博多様之もの

× 外二かけ箱之類少々有之

右之品去子七月沖合二而拾ひ罷歸り御届奉申上候処、六ヶ月之間建札被

仰付承知畏建札仕置候得共、何方方も尋来り候者無御座、去子之十二

月二而六ヶ月相濟無御座候候、依之乍恐以書附此段御届奉申上候、以上、

嘉永六丑年正月

丹後国竹野郡中濱村

百姓代

為太郎(印)

年寄

太郎左衛門(印)

庄屋

文右衛門(印)

久美浜

御役所

(23) 「境論裁許状写」(『久美浜町史 資料編』近世三)。

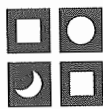
(24) 前掲新城『中世水運史の研究』。

(25) 前掲金指『近世海難救助制度の研究』。

(26) 『御触書寛保集成』第二卷三三。

【附記】本稿は、平成二八年(二〇一六)一月に京都府立大学大学院文学研究科に提出した修士論文「近世丹後沖における海難事故処理―丹後国伊根浦の特質と船宿に注目して―」の第二・三章を改稿したものである。なお修士論文第一章に関しては、拙稿「近世丹後沖における海難事故処理」(『宮津市北前船関連資料調査研究報告書』(二〇一六))として公表している。併せて参照いただければ幸いである。

(京都府立大学大学院文学研究科博士前期課程修了生)



京都府立大学文化遺産叢書 第12集

「丹後の海」の歴史と文化

編集	藤本仁文
発行	京都府立大学文学部歴史学科 〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5
発行日	2017年3月31日
印刷	サンケイデザイン株式会社 〒603-8165 京都市北区紫野西御所田町14番地2